「山下家覚書」から読み解く浅野家相続問題

原　史彦

キーワード
「山下家覚書」　山下氏勝　徳川家康　徳川義直　浅野幸長　浅野長晟　浅野長重　相応院お亀の方　春姫　「自得公濟美録」「山下平八郎某所蔵の旧記」　名古屋城普請役

はじめに

「山下家覚書」（以下、「本覚書」という。）は、東京大学史料編纂所の「所蔵史料目録データベース」（Hｉ―ＣＡＴ）[1]上に掲出されている史料で、『名古屋市史　人物編第一』[2]における山下氏勝（一五六八～一六五四）の事績紹介で引用される「山下道山覺書」に該当ないしは類似する記録と思われる。山下道山とは、氏勝の末子・時氏である。本覚書が撮影された一九一九年当時の所蔵者は名古屋市西区の村松六助氏だが、この人物の経歴及び本覚書の現時点での所在は不明である。

本覚書ついては、拙著「「山下家覚書」から読み解く徳川光友生誕背景」（以下「前号」という。）[3]で論考該当部分の翻刻とともに、概略を紹介した。本覚書は全七十丁にわたり、氏勝の事績や山下家の由緒に関する十一件の記録を収載する。伝来文書の合綴のような体裁で、道山著「創業録」の上覧が行われた文化元年（一八〇四）時に合綴された可能性が高いこと、道山の養子として山下家を再興し、事実上、宗家となった山下氏倫の家に継承された記録だろうことを前号で指摘した。

本覚書の内容概略は下記のとおりである。

①「覚（徳川光友生誕に関する）」。
②「覚（山下道智事績に関する）」。
③「中村勝時筆山下一問多（氏倫）宛譲状（山下道智所持刀等遺品類の譲渡に関する）」享保元年（一七一六）五月十九日。
④「山下氏倫筆山下一問多（氏植）宛譲状（家督相続に付、山下道智所持刀の譲渡に関する）」明和二年（一七六五）五月十九日。
（以上、前号で翻刻。）
⑤「（紀伊浅野家取次に関する山下道智事績覚）」。製作年未詳。
氏勝と浅野家との関係を詳述した覚であり、内容は後述する。
⑥「山下道山（時氏）筆織田宮内（貞幹）宛家督譲願（山下道智業績書上及び家督譲願い）」（元禄十四年・一七〇一）八月廿四日。
氏勝の末子・道山が、兄・氏紹の子で尾張藩士中村家の養子となった勝時の二男・兵五郎（後の一問多・氏倫）へ、山下家の名跡を譲ることを、御国老中・織田貞幹へ打診した願状である。
⑦「山下道山（時氏）筆山下兵五郎（氏倫）宛書付（山下道智遺品に関する）」（年未詳）戌卯月日。
氏勝の遺品を、道山から養子・兵五郎へ譲る際の譲状である。
⑧「山下道山（時氏）筆山下兵五郎（氏倫）宛『道智老御器量之覚』」（年未詳）戌卯月日。
「道智老御器量之覺」と題した氏勝の事績書上である。他者か

ら聞かされた氏勝の評価の他、寛永六年（一六二九）の江戸城普請において伊豆での石切差配を成功させた経緯を兄・氏紹からの聞き取りとして道山が詳述する。

⑨「（山下道智事績書上）」

氏勝の事績を漢文調で記す。

⑩「山下道山（時氏）筆山下兵五郎（氏倫）宛申送状（創業録に関する）及び書物覚」宝永三戌（一七〇六）十一月二日。

山下道山著「創業録」の取扱いに関して、道山から養子・兵五郎に送った申送状である。尾張徳川家三代綱誠（一六五二～九九）が同書の上覧を希望したが、内容に不備がある恐れがあるとして断り続けており、自分の死後に遺物として献上するために再編集・清書した経緯を記す。

⑪「（山下一問多宛等創業録御用指出に関する書状三通及び御用指出一件記録）」文化元年（一八〇四）二月晦日～十一月廿六日。

文化元年に行われた「創業録」の上覧について、藩関係者から山下一問多（氏植）へ送られた書状三通と、同書の差し出し及び返却の経緯を記した書上である。年次から尾張徳川家十代斉朝（一七九三～一八五〇）への上覧と考えられる。

本稿では⑤を中心に、紀伊浅野家初代幸長（一五七六～一六一三）歿後の同家相続問題における氏勝の関与について考察するとともに、⑤～⑪の史料を翻刻する。

一　山下氏勝と浅野家の関係

浅野幸長は、豊臣政権の奉行職を勤めた長政（一五四七～一六一一）の嫡男で、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原前哨戦である岐阜城攻めなどの功績により、同年十月に紀伊国三十七万六千五百六十五石餘を賜って、和歌山城を居城とした[4]。父・長政ともども徳川家に対する忠節を尽くしたことで、家康の信頼も厚く、家康九男・義直の正室には幸長の二女・春姫（一六〇三～三七）が選ばれている。

幸長は慶長十五年（一六一〇）からの名古屋城の築城に公儀普請役として携わったが、同十八年八月二十五日に和歌山において三十八歳で死去した。幸長に男子はおらず跡継ぎも決めていなかったため、浅野家の後継問題が起こり、ここで山下氏勝が関与することになる。

氏勝は⑥の記述によれば、義直三歳時の同七年に家康より直々に義直（当時は五郎太）の「御守役」とすることを申し渡された。この時、武田家旧臣の津金修理（胤久・一五四七～一六二二）も「御守役」となり、「五郎太様衆」と称する家臣団をこの二人で支配した。駿府城二之丸の「内之百間長屋」は津金支配の家臣団、三之丸の「外之百間長屋」は氏勝支配の家臣団に割り当てられ、後には成瀬内匠（勝吉・生年未詳～一六二〇）も加えられて三人で「御守役」を勤めたとする。ただし、津金の家譜『士林泝洄』巻第六 甲之部二[5]及び成瀬の家譜『士林泝洄』附録巻第百二十三 甲之部断絶家系[6]によれば、津金・成瀬両名の附属は義直四歳時の同八年としており、⑥の記述と齟齬がみられる。

浅野長政・幸長父子は、当時「右衛門督」と称していた義直との関係を深めるため、駿府城内と思われる「右衛門督御部屋」へ出入りしており、その際に「御守役」だった氏勝が取次をした関係で、浅野父子と氏

勝は「御念頃」になったとする。その間、義直に婚礼の話が起こり、当初は「御大名之衆息女御三人」が候補になったという。義直生母で家康側室のおかめの方（後の相応院・一五七三?～一六四二）は、この一件を密かに氏勝へ打診した。氏勝の正室がおかめの方の妹（隆正院慕茶）だった関係で、氏勝はこういった内證の話にも関与する立場にあったことは、前号でも紹介した通りである。

そこで、氏勝はこれまでの関係から浅野家の姫・春姫を推し、これを受けておかめの方がおそらく家康へ進言したと思われる。正室は春姫と決まったことで、「紀伊守殿」（幸長）は「不大形御満足」となり、さらに義直の部屋へ頻繁に出入りするようになった他、誰かが幸長に対し氏勝の内々の働きを教えたため、義直との取次役である氏勝もまた幸長との関係を深めていったと記す。

本覚書で興味深いのは、紀伊領を義直に譲渡する幸長の意思があったという記述である。幸長には跡継ぎがいないため、自分の歿後、長政以来の家臣が路頭に迷わないよう、浅野家の身代を義直に譲ろうと氏勝に相談していたという。このことは、浅野家の家譜記録である「自得公済美録」巻之六[7]に「山下平八郎某所蔵の旧記」からの引用として「紀伊守殿御存生之内 御継子者無御座候間 紀伊国を右兵衛督様〔尾張宰相義利卿の旧事なり〕被進度之由 常々被仰候間」（〔　〕は割註・以下同）と記されており、少なくとも同記録の第一期分が一応の完成をみた文政元年（一八一八）時点で、浅野家としてはこの幸長の考えを示す記録の存在を確認していたが、それを史実として認識していたようには思えない。他の浅野家関係の記録・図書で、この考えについて触れられていないため、「山下平八郎某所蔵の旧記」は一種の参考事例のような扱いだった可能性が高い。

「自得公済美録」の編纂が開始された文化年間（一八〇四～一八）頃の山下家当主が平八郎を名乗っていたかは現時点では確認できないが、「自得公済美録」に載せられた「山下平八郎某所蔵の旧記」は、本覚書とほぼ同文であるため同一の記録とみて差し支えない。ただし、この記録を得るため浅野家の編纂方が、尾張藩の一家臣の家にまで史料調査を行い得たのかという疑問は残る。あるいは氏勝の弟で浅野家の家臣になった十兵衛氏利（生年未詳～一六四九）[8]の系譜の家が、何らかの関与をしたという仮説も一つの可能性として提示しておく。

二　浅野家相続問題に関する氏勝の関与

氏勝は義直の名代として高野山で行われた幸長の葬儀に参列し焼香を行っており、その際、後に尾張藩附家老となる成瀬正成（一五六七～一六二五）・竹腰正信（一五九一～一六四五）両名から、幸長の紀伊領譲渡の希望を家康に打診する事を勧められた。しかし、氏勝はこの幸長の申し出を危ういと考え、「紀伊国御拝領被成候へ而も 名護屋を御明被成候而ハ御座有間敷候 左候へハ遠国と申如何ニ御座候」と、仮に紀伊領を拝領したとしても、尾張領を収公されてしまっては意味が無いと危惧していた。

当時の尾張領は備前検地によって四十七万石余と算定されており、紀伊領三十七万石余と拮抗していることから、他の徳川家一門との釣り合いを考えれば、尾張領に紀伊領が加算される見込みは薄いと考えたのだろう。そうなってしまうと、江戸より遠国となり諸々不都合が生じるため、氏勝は幸長の申し出には乗るべきではないとし、むしろ幸長の弟に

「但馬守」（長晟・一五八六～一六三二）・「采女正」（長重・一五八八～一六三二）の二人の男子がいるならば、そのどちらかに家督を継がせた方が良いとする見解だった。つまり、「御拝領御同事 右兵衛督様御力ニ而御座候」と記されているように、有力大名・浅野家との昵懇な関係を維持することで、浅野家が義直の強力な後援者に成り得るのならば、それは紀伊領を拝領したと同じことという考えである。

浅野家側にとっても浅野家一門への家督相続を望んでおり、長晟の家臣・木村石見と片岡道二が、駿府在中だった氏勝の元へ「御内證」で訪ねて来て、氏勝を通じておかめの方への執り成しを依頼してきた。二人は長晟への家督相続を願い、氏勝とおかめの方、そして家康との関係を利用する算段であったことは自明であろう。氏勝も自分が差配するには大きすぎる事案であるとしつつも、幸長が自分に対して懇ろに目をかけてくれた恩義があるとして、長晟への家督相続を請け負い、そのことで義直の為になるということを「随分情を出シ」て両名に語ったとする。

しかしながら、当時、父・長政の隠居領である常陸国真壁五万石を継承していた長重と、備中国内に二万四千石を領していた長晟とでは置かれた立場に差があった。長重は江戸詰で江戸や駿府の御側衆にその人となりが知られていたのに対し、長晟は京都詰だったため、幕閣周辺でその人物を知る者が少ないという不利な状況だった。二万四千石の大名でありながら、江戸に拠点を持たないのは、豊臣政権健在中における過渡的な状況を示している。氏勝はこの不利な状況下において、家康・秀忠の御側衆へ接近し、長重の評判が高い中でも長晟を評価する声が一定度あることを確かめ、勝算を見出していった。

そして、浅野家の家老衆が家督相続の「訴訟」のために駿府へやって来た際、氏勝は一人ずつ家老を呼び出して家督相続に対する見解を糺した。家老衆はいずれもどちらかに加担するわけではなく、「両人共弾正少子ニ而御座候 紀伊守弟之儀ニ御座候間 何を跡目ニ被仰付候へ而も忝可奉存之由被申候」と、長晟・長重の二人であるならばどちらが家督を継承してもよいという考えであることを確認し、氏勝は長晟を推す自論を展開した。

氏勝は、「御行跡 采女正殿ニハはるか上ニ而御座候由」であると半ば強引に長晟の人となりが長重より上であるとし、弟の長重が兄の長晟を差し置いて家督を継ぐのは「不順」であり、「御兄弟之御間柄宜御座有間敷候」と今後、兄弟間の争いにもなりかねず、これは義直の為にもならないとの懸念を示した。また、長重は「弾正少殿御跡職を御拝領被成候紀伊守殿御跡職を御望可被成儀ニ而ハ無御座候」と、すでに父・長政の隠居領を相続しているので、紀伊領の相続は望んでいないと氏勝は決めつけて、長晟への家督相続を理由づけしている。

次に氏勝は、義直にとっての長晟の有意性を説いて義直の母・おかめ方へも話を通し、おかめの方も「被入御情」て、家康への執り成しを行った。その後、おかめの方の部屋へ氏勝が呼び出された際、家康側室の「おわちゃ殿」（雲光院阿茶局・一五五四～一六三七）・「おまん殿」（養珠院お万の方・一五八〇～一六五三）・「おかち殿」（英勝院お梶の方・一五七八～一六四二）が同席しており、おかめの方の願いとして側室四人で家康へ申し入れたこと、この申し出に家康は応え、現将軍である秀忠へ計るとしつつ、この件を請け負ってくれたことが氏勝に伝えられた。

家康の側室四人の働きかけにより、これまでの浅野家の忠節と義直への後援を考え、長晟への家督相続を認めるという家康の内意がおかめの

方へ伝えられた。そして、おかめの方はこのことを内密に氏勝へ伝え、氏勝から長晟家臣の木村石見・片岡道二両名にも内密に伝えたことで、浅野家は「大キニ悦申候」と安堵を得ることができたわけである。後におかめの方より聞かされたこととして、秀忠は長重への家督相続を望んでいたようだが、家康によって翻意させられたとしている。家督相続においても現職の将軍より大御所の見解が優先された事例の一つである。

幸長の死去は慶長十八年（一六一三）八月二十五日で、「自得公濟美録」によれば「浅野右近」（忠吉・一五四六～一六二一）と「浅野左衛門佐」（氏重・生年不詳～一六一九）の二人の家老が和歌山を経ったのは九月五日、そして九月二十四日には家康の内意が伝えられたとしているため、氏勝への折衝はこの一箇月の間に行われたことになる。『台徳院殿御實紀』巻二十四[9]では十月十八日の項に長晟の家督相続記事を載せる。

なお、本覚書には事後談も載せられている。家督相続が決定した後、家康は伏見城の御広間へ長晟を呼び出し、氏勝同席で話をしていたところへ、森忠政・細川忠興・黒田長政・加藤嘉明・有馬豊氏が入って来たので氏勝は退席したが、この面々が散会した際、森忠政より声をかけられ、今回の家督相続は「偏ニ信州取持被申候由故」だと長晟が「信濃」すなわち氏勝に感謝していたことが伝えられた。他の面々からも「是ハ大キ成事取持被申候御手柄ニ而御座候」と褒めたたえられ、「いや左様ニ而も無御座候」と遠慮して返答するも、「何も諸事御頼可被成」と、自分たちも氏勝を頼りにするのでよろしくといった意味の事を言われて困った、といった一種の手柄話である。

こういった経緯から、尾張徳川家における浅野家との取次役は氏勝に一任されたようで、幸長が亡くなって「巷間に流言あり、婚儀既に破れたりと。[10]」という噂が流れた春姫との婚儀が整った際、氏勝が尾張徳川家側の使者を勤めた他、祝言儀式も家康の命で氏勝が取り仕切った。また、長晟が嫡子・岩松（後の三代光晟・一六一七～九三）を伴って名古屋へ立ち寄り、三之丸南屋敷に逗留した際、重臣を引き連れて氏勝の屋敷を訪ねている。この時、家督相続の詳細を知らない家老の上田主水（重安〔宗箇〕・一五六二～五〇）に対し、自分が家督を継げたのは「此亭主之恩」・「此亭主之影」と氏勝に感謝し、岩松に対しても「子々孫々ニ至迄必如在有間敷候」と諭しており、長晟の氏勝に対する感謝の程が知れる。

三　名古屋城普請役請負に関する氏勝の関与

氏勝は名古屋城築城時においても浅野家への便宜を図っている。名古屋城築城が発令された際、義直の居城建設であるため、幸長から是非にも自分に普請役を命じてもらうよう、氏勝を通じて家康への執り成しを依頼された。氏勝としてはあまり露骨なことはしたくはなく、とはいえ無下にも出来ないので、家康が自発的に浅野家へ下命してもらえないかと考え、このことをお亀の方に相談したところ、お亀の方から家康へ執り成してもらったという。その甲斐あって諸大名が駿府城へ出仕した際、家康から幸長に対して特に「御念頃」の「上意」があり普請役の下命を得られたため、幸長は「不大形御満足」だったという。氏勝は名古屋の普請場へは、義直の使者であると同時に、家康の使者としても出向いており、その際、普請役の諸大名からは「一入御馳走」を受け、普請奉行衆も引き連れて行ったことで、幸長からも「一入御馳走」を受けたとする。

公儀普請役が発令されるに及び、諸大名は「名護屋之御城普請被　仰付被下候様ニ」といつれも御望御座候」と役を得るためにこぞって家康・秀忠に対して嘆願を行ったとする。本覚書はあくまで氏勝の立場からみた記述であり、徳川家臣団の視点であるため、全てを客観的記述とするわけにはいかないが、こういった公儀普請は一種の忠義性を試される場でもあるため、家中という組織体としての本音は奈辺にありとも、当主個人が取るべき姿勢として、積極的に役負担を申し出ることが、当時の通例だったのではなかろうか。

従来、公儀普請は大名統制策として大名家側に一方的に経済的負担を負わせたと解釈されがちだったが、堀内亮介氏の研究[11]でも明らかにされたように、徳川家側からも経済的援助として石高に応じた扶持米の給付が行われていたため、軽い負担ではなかったものの、少なくとも大名家側の一方的な負担でもなかった。

そうすると、従来大名側の本音を示す事例として紹介される『台徳院殿御實紀』巻十二の慶長十五年閏二月八日の条[12]の福島正則の逸話の真偽が疑わしくなる。丹波篠山城と名古屋城の普請役を連続して命じられた正則が、加藤清正・池田輝政との会合で不平不満を述べ、輝政に家康への執り成しを頼んだという逸話である。この時、正則は清正にたしなめられて話は終わったものの、このやりとりを伝え聞いた家康が、諸大名を集めた際、不平不満があるならば謀反を起こせばよい、自分がたちどころに攻め滅ぼすと恫喝したことで、たちどころに二十万人の人夫が集められて名古屋城普請が完了したとする。

もし、本覚書が伝えるように「名護屋之御城普請被　仰付被下候様ニ」といつれも御望御座候」という状況になっていたならば、公儀普請は徳川政権への忠誠心発露の場として、負わされる側から積極的に申し出るのが暗黙の約束事だったことになり、福島家も浅野家と同様に自ら出願して普請役を得る行動を表向きにはとったはずである。また、親しい間柄とはいえ、普請役を受諾した上で不平不満を言うことは、表裏ある態度と見られ自分の信用を落とすことになりかねない。この逸話は「武徳大成記」・「烈祖成績」・「慶長見聞集」といった複数の記録からの引用としているが、この『台徳院殿御實紀』の記述は、正則の「卒忽」（粗忽）な印象を利用して家康の偉大性を強調するため、創作とは言えないまでも、多分に脚色された話ではなかろうかと考える。

四　他記録からみた浅野家相続問題

以上は、あくまでも本覚書に記された範囲で記した浅野家相続に関する経緯である。氏勝歿後、短期間に二度の改易を経て重臣としての立場を喪った山下家にとって、藩政どころか幕政にまで影響を及ぼしていた家祖・氏勝の事績は最大限に喧伝しうる家の名誉である。そのため、こういった記録は、創作は無いにせよ、多分に我田引水的な解釈があることも注意しなければならない。

長晟の家督相続については、「享保元年十月　公儀[江]上ル御扣書　浅野御家譜[13]」では、「兄左京大夫幸長死去、実子コレナキニヨリ権現様・台徳院様ノ上聞ニ達シ、其節弾正少弼長政カ後家〔長生院ト号ス〕存命ノヨシヲ聞召サレ、今度跡目ニ付テ但馬守長晟并ニ采女正長重両人ノ内後家存念ノ通リ仰セ付ラルヘキ旨御内意ニテ御尋コレアリ、後家願ニヨリテ但馬守長晟ヘ御直ニ懇願ノ上意ヲ以テ紀伊国相続仕マツルヘキ旨仰セ出サル」とあり、家康・秀忠が、長政の正室であり幸長・長晟・長重の生

母である長生院からの願いで長晟への家督相続を認めたとしており、『広島県史』[14]・『和歌山県史』[15]等でもこの記述をもって長晟の家督を説明している。本覚書にはこの長生院の動きは記されていない。なお、『和歌山県史』は幸長の遺言で長晟を指名していたとするが、その史料根拠は不明である。本覚書を信じるならば、幸長の遺言はなく生前の意思は義直への紀伊領譲渡だったわけで、遺言があったならば本覚書の内容と相違する。

なお、長晟の父・長政は、長晟に対しては厳しい評価をしていたことが、慶長十五年（一六一〇）年発給と推定される「淺野長政意見状」[16]に記されている。長政は長晟の散財ぶりや分別が足らないことに苦言を呈し、「其方ハ我等ニむさと賄をさせ、氣遣させられ候間不孝ニ候」と、「不孝」の言葉を使用して長晟の素行をたしなめている。他の条文でも「不孝」の文字を使用しているため、相当に憂慮していたのだろう。あるいはこの認識ゆえに、自分の隠居領を次子・長晟ではなく第三子の長重に譲り、長重の方を徳川家に近侍させたのかもしれない。

また、家督相続では家老の浅野右近忠吉と浅野左衛門佐氏重とで対立があり、左衛門佐が長重を推していたことが、後の元和五年（一六一九）十一月十六日の長晟による左衛門佐誅殺の遠因となったとする見解もあるが[17]、これはありえない。本覚書や「自得公濟美録」でも記されるように、浅野家が改易ないしは徳川家に吸収される可能性がある中、この両家老は浅野家一門への家督認可によって家の存続を目論み駿府へ「訴訟」に出向いている。当然藩論を統一して臨んだはずで、この時点で両名がそれぞれどちらかに加担して一方を推した上で「訴訟」を行うことは分断を見透かされるだけである。氏勝が両名を尋問して得た「何を跡目ニ被仰付候へ而も忝可奉存之由」と長晟・長重どちらかに家督相続が認められたならばそれで良いとする両名の言質が、当時の浅野家が望む唯一の選択肢だったはずである。左衛門佐を誅殺した後、長晟が幕閣へ提出した（元和五年）十一月廿九日付「浅野左衛門佐不届条々」[18]で示した七つの罪状の内、第五条に「先年紀伊国を拝領仕候儀従上様被下候を、左衛門佐一人之才学を以拙子ニ被仰付候、左様之恩をも不存なと、慮外を申、従上様私へ重畳之御恩をもかやうニ申かすめ候間」とあるように、長晟へ家督が認められたのは自分の功績で、それを常々長晟に対して恩着せがましく語っていたという長晟自身の証言がそれを裏付けている。

おわりに

先述したように本覚書は、山下家の家祖顕彰を目的とした記録のため、客観性を欠く記述があることに注意を要する他、当事者の子息の筆記とはいえ伝聞である点に難があるものの、当事者しか知り得ない記事があることも確かであるため、正史を補完する一面は持っている。前号で紹介した尾張徳川家二代光友の認知問題に関する記述では、仮に脚色があったとしても当事者の肉声を伝えており、認知に至るまでの水面下の交渉を読み解くことができた。

浅野家相続問題にかかる氏勝の役割についても、その影響力の程は別にして、おかめの方という強力な係累を利用した家康への働きかけについても同様だろう。浅野家側の史料では参考程度としか扱われていないが、幸長が義直への紀伊領移譲を考えていたという記述は、幸長が臨終の際まで後継者を指名しなかった理由に一定の説得力を与えている。

長晟・長重という二人の候補がある中、氏勝が長晟を積極的に推した

根拠は明確ではない。あるいは最初に接触を試みた長晟家臣を通じて利権的な約束があった可能性も捨てきれない。名古屋城普請現場において諸大名から当然のように接待を受けている記事からも、そういった利権関係が存在していたことを彷彿させられる。しかしながら表向きの理由としては、兄弟の順番を違えないことと、義直を後援する上で長晟が適役という判断によって家督継承者として推薦したわけである。この義直の後援が得られるという利点を基に、義直生母・おかめの方が浅野家のために動き、そのおかめの方が家康の側室を動かし側室四人の連名で家康に嘆願したという図式は、家康への影響行為の一端が見えて興味深い。

ただし、あくまで氏勝が知り得る範囲のみの限界ある記録のため、浅野長政正室・長生院の嘆願については触れられておらず、当然水面下で動いていたはずの長重側の動向は全く記されていない。長晟側に付いた限り、知り得る立場には無かったのだろう。もとより氏勝の行為のみで長晟への家督が決定されたわけではないはずだが、歴史的事象の背景にうごめく多彩な動きの一端を知り得るという意味で、本覚書の内容に一定度の評価を与えても良いのではなかろうか。

註

（1）請求記号二〇七五―一〇五八。謄写本。七十丁。

（2）『名古屋市史 人物編 第一』名古屋市役所　昭和九年五月二十八日発行。

（3）原史彦「「山下家覚書」から読み解く徳川光友生誕背景」名古屋城調査研究センター『研究紀要』第4号　二〇二三年三月発行。

（4）『寛政重修諸家譜』巻第三百九（『新訂 寛政重修諸家譜』第5　続群書類聚完成会　昭和三十九年十一月三十日発行。）

（5）『名古屋叢書続編　第十七巻　士林泝洄（一）』名古屋市教育委員会　昭和四十一年一月三十一日発行。

（6）『名古屋叢書続編　第二十巻　士林泝洄（四）』名古屋市教育委員会　昭和四十三年十一月三十日発行。

（7）個人蔵。広島市立中央図書館寄託。書き起こしは東京大学史料編纂　所蔵の影印本による。

（8）「士林泝洄 巻七十三 庚之部 御外戚家 山下」『名古屋叢書続編　第十九巻　士林泝洄（三）』名古屋市教育委員会　昭和四十三年一月三十一日発行。

（9）『新訂増補國史大系 徳川實紀』第一篇　吉川弘文館　昭和四年十月二十五日発行。

（10）『淺野荘と淺野氏』（『尾張志料著作集』東海地方史学協会　平成二年一二月一日発行　所収。）

（11）堀内亮介「名古屋城石垣普請における飯米作料請取状―扶持米請取状の分析を中心に―」（『名古屋城調査研究報告3 資料調査研究報告書1　史料が語る 名古屋城石垣普請の現場』名古屋城観光文化交流局・名古屋城総合事務所・名古屋城調査研究センター　令和四年三月三十一日発行。）

（12）註（9）参照。

（13）個人蔵。（『広島県史 近世史料編Ⅱ』広島県　昭和五十一年三月三十一日発行に翻刻所収。）

（14）『広島県史 近世1 通史Ⅲ』広島県　昭和五十六年三月三十日発行。

（15）和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 近世』和歌山県　平成二年八月三十一日発行。

（16）『大日本古文書 家わけ文書 第2 浅野家文書』東京帝國大學　明治三十九年十二月十八日発行に翻刻所収。

（17）『山梨県史 資料編8 近世1』山梨県　平成十年三月一日発行。

（18）「自得公濟美録」巻十二上（『広島県史 近世史料編Ⅱ』広島県　昭和五十一年三月三十一日発行に翻刻所収。）

史料「山下家覚書」

【本文】

（前略）

⑤浅野弾正少弼殿曰 紀伊守殿 同但馬守殿御代／々山下道智江御念頃被遊候筋目之趣 此末々／書申候

一東照宮様道智を召 源敬公御三歳之御時御守／ニ被 仰付 能々守立申候様ニと御念頃之

上意ニ御座候 其以後弾正少殿 紀伊守殿御両／人 右兵衛督殿御部屋へ度々御出被成候 御取／次仕候 其時道智儀ハ信濃と申候 御父子別而／御念頃御座候

一年月過候て右兵衛督殿御母儀相應院殿 信濃／ニ被仰聞候ハ 右兵衛督殿へ御縁与御座候様／ニ被成度候 何をか可然候哉と御大名衆之御／息女御三人之内ひそかに御尋候 其時信濃申／候ハ弾正少殿 紀伊守殿御事ハ古〻

大御所様江御心入深ク御座候 其上右兵衛督／様へも御懇ニ

御出入被成候間 紀伊守（〇殿御息女御輿御入候）様ニ被／遊可然之由信濃申候 其時節ハ相應院殿をお／かめ殿と申候 信濃事ハおかめ殿妹ニ嫁申候／故 内外之御相談被仰聞候 其以後紀伊守殿御／息女様 右兵衛督殿へ御輿入申候様ニと

大御所様被 仰出 紀伊守殿不大形御満足被／遊候 紀伊守殿被 仰候ハ 娘儀を右兵衛督様へ／被召仕候様ニとの 上意 誠難有思召候由色々／被仰聞候 其以後ハ猶以御部屋へ御出入被成／候 内外之御取次皆信濃仕候 右御縁与之時信／濃 おかめ殿へ申候趣誰申候哉 紀伊守殿具ニ／御聞被成 是又信濃ニ被仰聞御満足被遊候由／御座候

一其以後紀伊守殿被仰候ハ 御継子ハ無御座候／間 紀伊国をも右兵衛督様へ差上ケ申度候 弾正／少時〻骨折申候者共不便ニ御座候間 右兵衛／督様被召仕被下候様ニ被成度思召候 此段何／茂御頼被成候由 度々被仰聞候之由御座候

一尾州清須之御城 名護屋へ御引被成候付 諸大／名衆両御所様江被仰上候ハ 名護屋之御城普／請被 仰付被下候様ニといつれも御望御座／候其節紀伊守殿信濃へ御頼被成候ハ 名護屋／御城普請之儀ニ付 諸大名衆御普請被 仰付／被下候様ニと 両御所様へ何も被申上候 依／之紀伊守殿も可被 仰上儀ニ御座候へ共 右／兵衛督様御城之御普請を仕度と申上候儀も／何とやらん 味方くるしく御座候 又不申上候／儀も不成事御座候 哀 大御所様〻被 仰付／候様ニ被成度候間 此趣をおかめ様迚御内證／申上くれ候様ニと色々御頼被成候 則おかめ／殿へ信濃申入候へハ 紀伊守殿被仰候趣御尤／ニ御座候 御次而ニ大御所様へ可被仰上候由ニて早速被申上候／へハ 紀伊守被申候趣尤ニ被 思召候 御直ニ／可被 仰出之由ニ而諸大名衆駿府之御城へ／御出仕之折節 大御所様被 仰出候ハ 今度／名護屋城普請被 仰付候之處 何も普請可被／致候由御満足ニ被 思召候 紀伊守儀ハ右兵／衛督城之儀ニ候間 一入普請被致度可被存候／間 普請を御頼可被成之由 御念頃之上意ニ／而御首尾能御座候而 紀伊守殿不大形御満足／被成 信濃方へ色々御礼被仰聞候 其以後名護／屋御普請中 右兵衛督殿御使として信濃儀 駿府／〻両度名護屋へ罷越御普請ニ御懸り候 十九／人之御大名衆江御使相勤申候 實ハ 大御所／様被 仰付御使ニ罷越申候故 御大名衆一入／御馳走被成候 かこひなと御立被成 何も御手／前ニ而御茶被下候 名護屋御普請奉行衆 御旗／本〻五人被遣候 此衆中之内二三人

宛相伴被／致候 其節も紀伊守殿ハ一入御馳走被遊候由ニ御座候

一 此以後紀伊守殿御逝去被遊 高野山ニ而御法／事御座候節も 右ゟ之御念頃故 信濃御使ニ罷／越 右兵衛督殿御名代ニ信濃御焼香仕候 其砌／成瀬古隼人正申候ハ 紀伊守殿御存生之内御／継子ハ無御座候間 紀伊国を右兵衛督様へ被／進度之由 常々被仰候間 此儀を被仰上候へ而／ハ如何と被申候 竹腰古山城守其外列座之者／共如何と申候処 信濃申候ハ紀伊国御拝領被／成候へ而も 名護屋を御明被成候而ハ御座有／間敷候 左候へハ遠国と申如何ニ御座候 其上／紀伊守殿御舎弟但馬守殿采女正殿御座候間／御両人ニ御跡職被 仰付候へハ 御拝領御同／事右兵衛督様御力ニ而御座候と信濃達而申／候

一 其以後但馬守殿ゟ木村石見并片岡道二両人／を御内證ニ而駿府へ御差越 信濃方へ右両人／ひそかに被参 但馬守殿被仰下候ハ 今度紀伊／守逝去無是非儀御座候 継子無御座候故 家中／之者共迷惑至極仕候弾正少 紀伊守迄度々骨／をも折申候者共多御座候処ニ 散々ニ罷成可／申候儀不便迷惑仕候 何へ成共跡目被 仰付／家来之者共安堵仕候様ニと存候 是ハ大キ成／望近頃不似合儀如何敷御座候へ共 紀伊守殿／御跡職を御つき被成度候間 おかめ様へ御内／證申入相調申候様ニ偏御頼被成候間 才覚仕／候之様ニと色々様々信濃方へ被仰下候 信濃／申候ハ 是ハ御尤成思召共御座候 然共大成御／事ニ御座候間 信濃躰之者取持申儀ニ而ハ無／御座候 然共別而御頼被仰下候 紀伊守殿より／御懇ニ被懸御目候 若又此御事思召之通ニ相／調候へハ 右兵衛督殿御為ニ是程宜儀ハ無御座／候間 随分情を出シ可申候由 石見并道二迚申／入候 然共但馬守殿ハ常々京都ニ御座候故 駿／府 江戸之御側衆も具成事ハ不被存候 采女正／殿御事ハ江戸ニ御詰被成候故 江戸 駿府之御／側衆中も御行跡宜様ニ常々申候 依之

両御所様御側衆なと かなたこなたと信濃承／合申候処ニ采女正殿ハ尤御行跡能御座候 然／共但馬守殿ハ猶以御行跡宜御座候由申候衆／中多御座候故 先以一段之御事と奉存候 其内／ニ紀伊守殿御家老衆 紀伊守殿御跡目被 仰／付被下候様ニと訴訟ニ駿府へ何も被参候之／故信濃方へ一人宛呼候て 但馬守殿 采女正殿／何を御跡目ニと被存候哉と ひそかに承候へ／ハ 両人共弾正少子ニ而御座候 紀伊守弟之儀／ニ御座候間 何を跡目ニ被仰付候へ而も忝可／奉存之由被申候故 御家老衆中ハ別儀も無御／座候 此上ハおかめ殿へ申入可然と存 但馬守／殿ゟ被仰下候趣具ニ申入候 其上ニ信濃申候／ハ紀伊守殿御跡目 但馬守殿へ被 仰付候へ／ハ右兵衛督様御為ニ宜事不過之存候 只今之／尾州ニ紀伊国を御添御拝領御同事御座候 右／兵衛督様御力ニハ是ニ増申御候事ハ無御座候／但馬守殿 采女正殿御行跡之趣承合申候處 尤／采女正殿ハ江戸ニ御詰 御旗本衆と常々御参／會候故宜様ニ申成候 但馬守殿御事ハ常々京／都ニ御座候故 駿府 江戸之御側衆御行跡宜御／座候事を不存候 此比承合候へハ 但馬守殿御／行跡 采女正殿ニハはるか上ニ而御座候由 及／承申候 其上采女殿へ紀伊守殿御跡目被 仰／付候ハ、不順ニ御座候間 御兄弟之御間柄宜／御座有間敷候 左も御座候ハ、右兵衛督様御／為ニも成申間敷候 其上采女正殿ハ弾正少殿／御跡職を御拝領被成候 紀伊守殿御跡職を御／望可被成儀ニ而ハ無御座候然共色々ニ御才覚／御座候由 此比取沙汰御座候間 少も早ク

大御所様江被仰上 何とそ但馬守殿へ被 仰／付候様ニ御願御尤御座候左候へハ右兵衛督／様御為ニ此上ハ無御座候由 具ニ申候へハ 旁／以おかめ殿も被入御情 早速 大御所様へ被／仰上候 能々御聞届被成〇之由御

座 其後おかめ殿御／部屋江信濃ニ参候様ニと被仰候故罷越申候／へハ
おわちや殿後二位殿 おまん殿後養珠院／殿 おかち殿後永昌院殿 おかめ殿後相應院殿
／右四人御寄合被 仰聞候ハ 此比おかめ殿迚／被申候紀伊守殿御跡
職之事 此四人として申／上候へハ御氣色ニ應シ申と相見へ申候 将／
軍様江被 仰進候間 定而頓而能御返事可参／と被仰聞候 早速被仰上忝
奉存候由 信濃申候／由御座候
大御所様思召ハ 弾正少殿ゟ紀伊守迚度々／御忠節御座候 其上但馬守
殿御人柄も能御座／候由 右兵衛督様御為色々御引合被成 但馬守／殿
へ被 仰付可然と被 思召之由 おかめ殿／信濃ニそと被仰聞由ニ御座
候
右之趣石見并道二江ひそかに申聞候へハ 大／キニ悦申候 其以後但馬
守殿へ無相違紀伊国／御拝領被成候 扨其後おかめ殿 信濃へ被 仰／
聞候ハ 将軍様思召ニハ紀伊守殿御跡職 采／女正殿へ被下度 思召候
然共 大御所様ゟ／能々被 仰進候之故 但馬守殿へ御立被成候
将軍様御意ニハ采女ニ被下候様ニ可被 仰／進と兼々 思召之内ニ 大御
所様ゟ但馬守／ニ可被下と被 仰下候故 無是非思召候と／御意御座候
由
大御所様ゟ遅ク被 仰進候ハ、大形采女殿／へ御立被成儀も可有御座
候哉 但馬殿御仕合／とおかめ殿信濃ニひそかに被 仰聞候 其以／後
伏見之御城へ 大御所様被成御座候 但馬／守殿も御出仕被成御廣間ニ
御座候之故 信濃／罷出候へハ 御側へ御呼御咄被成候 其所へ森／美
作殿 細川越中殿 黒田甲斐殿 加藤左馬助殿／有馬玄蕃殿御越候故 信
濃其所を立去申候へ／ハ 何も其儘居申御咄仕候様ニと被仰候 其内／
追々何も御出被成候 但馬守殿 美作殿へ被仰／候ハ 今度紀伊守跡職
被 仰付候ハ 偏ニ信州／取持被申候故ニ而候由色々被仰入候へハ 美／
作殿初何も是ハ大キ成事取持被申候御手柄／ニ而御座候なと いつれも
被仰候 信濃申候ハ／いや左様ニ而も無御座候なと御挨拶仕候由／御座
候 何も諸事御頼可被成なと被仰 あまり／ニたへかたく有之由申候
一 扨其後紀伊守殿御息女様於名護屋宰相殿へ／御輿入申候ニ付 但馬守
殿御親ニ被為成候 右／兵衛督殿を其時ハ宰相殿と申候 双方之御使／
信濃一人ニ被 仰付候て 御首尾能相調申候／御祝言之御儀式も信濃へ
大御所様被 仰／付 御首尾能相済申由御座候
一 尾張殿江戸上御屋敷初之火事御座候時 其以／後豊後ニ作事奉行被
仰付候 其時ハ信濃を／豊後と申候 豊後御断申上候ハ加様之御作事／
申付候儀 終ニ無御座候間 御免被成被下候様／ニと達而申候へハ 中納
言殿御立腹被成候 其／時ハ宰相殿を中納言殿と申候 豊後儀ハ江戸／
御屋敷之内ニ引籠罷在候 此儀但馬守殿御聞／被成 御笑止ニ被思召 豊
後居申候所へ度々御／越被成 色々御肝煎被遊 首尾能相済申由御座／
候 但馬守殿色々御念頃之由御座候
一 扨其後但馬守殿 岩松殿〔後安藝守殿／紀伊守殿〕を御同道／被成 江
戸へ御下向之折節 名護屋へ御立寄 南／屋敷ニ御逗留被成 於御城御
馳走共御座候 其／時節御父子様 豊後屋敷へ申請 御膳差上申／候 御
供ニハ上田主水正 浅野摂津 寺西将監 竹／本外記 木村石見 枚田新兵
衛并 片岡道二被召／連候 扨かこひニて豊後御茶立申候折節 但馬／守
殿仰ニハ主水者具成事被存間敷候 此亭主／之恩をハ大キニ御請被成候
今加様ニ両国被／下置候事ハ 悉皆此亭主之影ニ而候 此委細之／儀ハ道
二能存候間 聞可被申候 岩松儀ハ幼少／ニ候へ共 能此事聞置 亭主并
子々孫々ニ至迄／必如在有間敷候由被仰 色々御懇之仰共御座／候 其

時豊後儀ハ忝御意共ニ御座候由申上候／御相伴ニ被罷出候御家老衆中
も右之仰之趣／被承候由申候
一於尾州大納言殿鹿狩被遊候時　山下市正儀申／事出来候て　尾州立退申
候　其節も但馬守殿御／笑止ニ被思召　山下十兵衛を為御使　藝州ゟ名／
護屋豊後方へ御差越被成　色々ニ御懇ニ御座候／由申候
一当紀伊守殿御祝言被遊候節　大和儀ハ御代々／被懸御目候由ニ而　大納
言殿ゟ為御使　大和儀／尾州ゟ江戸へ罷越申候　其時ハ豊後を大和と／
申候
右之通ニ御座候故　御代々被懸御目　忝奉存候／由申候　道智申聞候品々
御座候へ共　有増書付／申候

⑥
一筆致啓上候　弥御息災ニ御勤仕被成之由及／承目出度奉存候
一泰心院様御部屋之時　貴宅ニ而も私宅ニ而も／緩々と得貴意候事終ニ無御
座候へ共　数十年／乍慮外御なしミ御座候　其外之御仲備衆へハ／其縁
無御座候ニ付　御手前様へ私願之趣申上／候　此儀可然縁を求　御内證可
申上儀ニ御座候／へ共　御意彼是ニ遠慮御座候　私法躰衰老之／身ニ候
故　推参をも不顧御直ニ申上候
一私亡父山下道智儀ハ　権現様ニ御奉公仕候／江州ニ而御知行被下御墨印
尓今御座候
一源敬様御名五郎太様と申候而御三歳之御時
権現様御直ニ山下道智を被為屬候　其前津金／修理を被為屬　道智と両
人御守役相勤候由　駿河御城ニ　権現様被為成御座候時　御二ノ丸／ニ而
候哉　内之百間長屋　又御三ノ丸ニ而候哉／外之百間長屋　此二百間長屋
ニ　五郎太様衆／罷在候　内之百間長屋ハ修理支配　外之百間長／屋ハ
道智支配仕候由　古キ衆ニ拙者ハ駿河ニ／而道智支配ニ逢申候と被申候方
私も承候　其／後成瀬内匠被仰付　三人ニ而相勤候由　右三人／へ平岩主
計頭殿連状なとも私尓今所持仕候
源敬様御四歳之時　甲斐国を被進　御八歳之時／尾張国を被進候　追々
御人多成候由ニ御座候
一権現様尾張国を　源敬様へ被進候時　清須ノ／城ハ水攻之地ニ而如何ニ
候　御城を古渡か名／古屋か小牧へひかせられ　乍憚可然趣　相應院／
様へ山下道智申上候処　其趣相應院様　権現／様へ被仰上候へハ　尤ニ
被思召　清須ノ城を名／古屋へ御移被為遊候由
一大坂冬夏両御陣共ニ　源敬様諸事之御陣用意／ハ　権現様　山下道智へ
被仰付　道智ハ駿河ゟ／御先立　名古屋へ罷越　諸事相調候由　冬御陣ニ
／天王寺之小屋割等迚仕　権現様　道智を御褒／美之由　其節ノ小屋割
之事　于今人〳〵申唱候
一大坂夏御陣之節　源敬様於名古屋城御祝言／御座候時　権現様名古屋
之城ニ被為成御座／御前様御輿入候を御待請被為遊候　其節御祝／言
一巻　権現様悉ク山下道智へ被仰付　諸事／相調申候由
一大坂夏御陣落城候て　権現様御帰陣被為遊／於二条ノ御城　山下道智
冬度御陣中能相勤候／由ニ而為御褒美御加増五百石拝領仕候
権現様上意ニ而御加増拝領仕候者　此時尾州／之諸士之内ニ道智一人之
由　道智常々申候
一公方様　源敬様へ御成之度毎ニ道智皆惣奉／行仕候　其外御上洛　又ハ
行幸　或御作事　或江戸／御城西丸其外所々石垣を築申候時　伊豆国ゟ
／石出候惣奉行皆道智仕候
一源敬様之御前様御輿入候て十ケ年過候へ共／御子様無御座候ニ付　相

應院様ゟ　東福門／院様へ被　仰上　東福門院様ゟ貞松院様を／被進
候由 然所ニ被召仕候方御懐胎ニ候
源敬様大乳ハ矢崎左京母ニ而　右之儀能存知／山下道智方へ被参　御懐
人之事委細物語之由／然共道智無心元存　御懐人之方へも逢候て直／
ニ承候　少も疑敷儀無御座候　依之其時分御用／達候衆中連座之時　道智
申出候へハ　彼是異儀／有之由　道智ハ　御前様并二ノ丸様ニ御子様／
御出生候ハ、御次男ニ成共　又ハ御家来ニ成／共可被遊候　今迚御子様
無御座候処　幸之御事／と申候由　とかく取持可申人無御座候故　此上
／ハ道智一人申上候ても不苦儀と存　御子様御／懐胎之趣委細申上候
処　源敬様下々の腹ニ／御子様御出生を御いやニ被思召候哉　曽而御／
覚不被遊候間　なき物ニ仕候様ニと　御意ニ／候　其時道智種々申上候へ
共　御意少も替不／申候　此段大乳并御袋様へ申候へハ　御袋様ハ／上
と下との儀ニ候へハ　不及力候とて不大形／御落涙ニ候　此上ニも道智ハ
様々僉儀仕候ニ／如最前御子様ニ無疑候故　重而御前へ罷出御子／様御
誕生之御沙汰御いやニ被思召候ハ、　私才／覚ニ而かくし置　御成人被遊
可然御生付ニ候ハ／、　御家来ニ成共被遊様ニと色々申上候へ共
御意替儀無御座候　然共道智覚悟を以　御袋様／ハ大乳と一所ニ矢崎左
京屋敷へ御移り　寛永二／年丑七月廿九日午刻ニ　若君様御誕生被遊候
／道智　御前へ罷出　若君様御誕生　又彼是申上／候処　最前之通　御意
替事無御座候故　其時道智／申上候ハ　女性偽申候者　女性之儀ハ勿論
今度誕／生之男子をも急度被仰付　男子之父をも御僉／儀被遊様ニ私
儀ハ女性之頼申候とて無筋事／申上候と諸人之嘲及承無面目次第ニ候
此上／ハ私も覚悟仕候と申上候へハ　少御思案被遊／たとへ御子様之
御覚候ても　諸人御子様ニ而／有間敷と申候由御聞及ヒ成候間　只今御
子様とハ難被仰出候　急キなき者ニ仕候様ニと
御意ニ候故　道智申上候ハ　諸人ハ　殿様曽而／御覚無之由　御意承傳候
故ニ而御座候
殿様ニ御子様と　御意御座候者　誰人か／御子様ニ而無御座と申人候ハん
哉と種々様／々強而申上候へハ　左候ハ、むまれ子ハ信濃／ニ被下候間
○かくも仕候ニと御意御座候　右／其時道智難有忝奉存候　御子様の御
事ハ成程／穏便ニ仕　私方ニ可奉入置と申上候て　若君／様を矢崎左京
屋敷ゟ道智屋敷へ奉移候　道智／女房ハ　相應院様之御妹ニ而　後年寄法
躰仕／隆正院と申候　右隆正院　若君様を御守仕候／矢崎屋敷ニ被成御
座候内　矢崎屋敷之向ニ山／本内蔵助罷在候　内蔵助女房ハ右隆正院姪
女／ニ而候故　是へも御越御慰メ申候由　道智江戸／邸守之内ニ竹中源
助祖母清正　又横井伊織方／へも御慰ニ被為成候由　是皆隆正院伯母　或
姪／女之方ニ而候（若君様御二歳君様御二歳之時　御前様／ゟ道智方へ
御意之趣候て（若君様道智屋敷／ゟ竊ニ御城へ被為入候
右御懐胎御誕生前後之御首尾　私兄山下佐左／衛門父道智へ委細相尋
委ク書記置申候　私も／写ル今所持仕候　道智一人之覚悟を以　御誕生／
も御子様ニも仕候　其節之儀語傳を聞及候衆／于今道智御子様ニ仕候様
ニ物語被致人御座／候　右ハ佐左衛門書記申候内　あらまし書出シ／申
上候
一　山下道智眼病ニ而目不見ニ付　其身隠居知行／千石を末子佐左衛門　一郎
兵衛　私三人之子共／へ御分被下様ニ道智奉願候處　願之通御分被／下
候　次男権之助ハ叔父平左衛門名跡を継キ／申候故右支配分ハ願不申候
三人之兄弟へ被下／成候御知行御切米ハ指上ケ申候　其節道智如／何
存候哉　権現様ゟ道智へ御知行被下候御／墨印ハ私へ譲り　于今所持

仕候〔此節ハ道智俗／名半三郎と申〕／〔候 後ニ信濃 又豊／後 又大和と申候〕

一 泰心院様御九歳之御時 私被為屬候 御十四歳／之御時 私を被為召 御意ニハ御身之上ニ悪／敷儀御座候者申上候様ニと仰ニ候 御幼少之／御心ニ悪敷儀を御聞被成度との 思召乍恐／奉感 それ〆時々密々ニ乍憚申上候 御十六歳／之御時 泰心院様へ申上候ハ 任 御意只今／迚ハ彼是申上候へ共 私申上ル役人ニ而無御／座候 大殿様被為聞何様成儀を達 御耳候／哉と御不審ニ可被思召候 老中も御守之者も／無心元可存候 然ハ還而御為ニ如何ニ候 向後／ハ御免被遊候様ニ御守之者ハ申上候役人ニ／被申上ケ候様ニと 御意御座候者 思召様／々可有御座候と申上候處ニ御落涙被遊 主人／と成内之者と成候へ共 只今迚其方志を立申／上候事御満悦ニ被思召候 以来共ニ御免ハ不／被遊候との 御意ニ候故 私も落涙仕 それ〆／たとへ身ハ何様ニ成候共 此上ハと存 弥思深／ク罷成候 此段ハ十七年以前 私江戸下り御免／被遊候時書付候て 土屋庄左方を頼申上候 庄／左覚被居候哉と奉存候 誠御若年之 殿様太／平之御時代ニ御身之悪を御聞被遊度との

思召奉感候 私智徳も御座候者 御益ニも可成／候へ共 下懸短慮ニ候へハ 後々ハ不調法成事／共右御機嫌をもそこなひ申候と奉存候

一 右道智次男権之助せかれ仁左衛門 四男一郎／兵衛せかれ半平 此両人又三男佐左衛門せか／れハ中村夕雲名跡ニ罷成候 右仁左衛門ハ父／と同宗門ニ而浄土宗ニ而半平一人道智宗門／ニ而御座候 半平病氣ニ而幼少之せかれ一人／御座候 行末難頼 然ハ道智骸所既及断絶候ハ／ん 道智儀ハ右之通舊功之者ニ候 今之中村又／蔵次男三歳ニ罷成候 山下之名字を相續 十四／五歳ニ罷成候者 被召出被下様ニ乍恐奉願候／益々被懸御心御執成奉頼存候 私七十三歳之／衰老ニ而明日之命も難計候 右又蔵せかれも／幼少ニ而 そたちも難知レ事なから奉頼置候 此／外ハ同姓之内ニ無御座候 加様ニ申上候とて／不及申事ニ御座候へ共 三歳之せかれを只今／名跡ニとハ不奉願候 行末之儀を私存命之内／ニと奉存奉願候 恐惶謹言

山下道山

八月廿四日 在判

織田宮内様

右ハ元禄十四年巳八月

右者道山様御手跡也

山下一問多

書物

⑦ 御手前儀成人被致候ハ、道智老御名字相續／御奉公之儀奉願候処 成人候ハ、願之通相應／ニ可被召出旨被 仰出候 依之左之書付之通／遣之候

一 慶長七年

権現様御旅立之前日 大原主殿助 山下半三郎／江御知行被下候 右 上意承候方聞違ニ而千／石之地一通計所付を書及 上覧候處 大原主／殿助 山下半三郎両人江可被下 上意之処ニ／明日御旅立ニ而早速難成候由達 上聞 左候／ハ、 右千石之地両人之宛名ニ仕候へと 上／意ニ而半三郎名を書添 右御黒印両人江被下／候之故 御年寄衆御黒印ハ鬮取ニ

仕候様ニと／の事ニ而 道智老鬮ニ 御勝 御黒印ハ道智老御／取候由 道智老御物語ニ候 右御黒印ハ我等へ被／下候 御手前江只今遣候之間御頂戴尤候

一肥前忠吉之刀者鍋嶋信濃守殿ゟ国打之刀之／由ニ而 道智老江参候由傳承候 右忠吉新身ニ／候へ共 物切ニ候 指料ニ仕候様ニとて 我等十／六歳之時 道智老被下候故 常々此刀を指申候／我等廿歳余之節 道安老ため し者拝領ニ而 竹／腰山城守殿 未虎之助殿と申候時 下屋敷ニ而／ためし者被致見物度由ニ而 右之ためし者虎／之助殿下屋敷へ遣 佐左衛門殿も御越 我等も／参候 此時ためし者三人有之 虎之助殿見物ニ／而 宇津木八左衛門切申候 道安老拝領之ため／し者一ノ胴者我等もらひ候て右忠吉之刀ニ／而切申候 土段迨切レ候 きれあぢよきとてい／つれも褒被申候 右刀砂引之儘ニ而年久敷指／申候 鍔ハへち孫四郎すり申候由 道智老御咄／ニ候 大鍔ニ而ふちうすく候之故 後々我等ふ／ちをすりちいさく仕 赤銅ニ而ふちを取申候／忠吉刀新身ニ候へ共 道智老右之御言葉有之／故此度遣候

一かるためし具足ハはりた大和作ニ而候 成田／藤右肝煎ホて具足も甲も貫目何程と定出来／候て 三匁五分玉十五間ニ而一枚〳〵打申候 壱／枚ニ玉二ツたまり申候も有之 壱ツたまり申／候も有之 又ぬけ申候も有之候 うらニ少もわ／れめ候へハ ぬけ候内ニ定候 悉打仕廻びやう／をはなし 玉のたまり申候ハ此方ニ笘置 ぬけ／候分ハ両目一ツ〳〵書笘 如此之両目ニ仕ぬけ／候板も出来之節 一所ニ持参仕候様ニ申付 出／来候て大和持参候 此方之笘書取出 其所々之／板引合大サ両目違不申候へハ 請取候て打申／候 然とも切々ぬけ申候故 後ニハ少之両目の／違申候分ハ さしゆるし候之様ニ覚申候 毎度／右之玉薬ニ而打 如約束幾度も仕直させ申候 悉／出来候て びやうしめニ仕 筒之内たまり申候／をよき程残シ 其外ハ玉跡打出させ候 甲も初／ハ具足のことくからミ候て打申候 玉のたま／り申候も 又ぬけ申候も有之候 びやうを取放／具足之ことく一枚〳〵打申候 是又たまり申候／玉跡ことニ有之も見分如何ニ候故 よき程残／シ 其外玉跡打出させ申候 祖父具足屋彦十郎／ニおとさせ申候 数年江戸往来 其上久敷成候／故 唯今ハぬりも糸も古ク成申候 具足ひつハ／道智老被下候右具足びつニ入日記有之候

一春屋墨跡懸物ハ道智老被下候 表具取合せハ／道智老ゟ金森宗和老へ御頼出来申候

一諸大名衆ゟ道智老へ之書状者我等人々へも／らひ集つき立 巻物ニ仕候間遣候 又道智老御／影ハ佐左衛門殿御仕立 表具迨被成被下候 是／又御請取可有候 讃者堀勘入記之被申候 以上

戌 卯月 日　　山下道山

山下兵五郎殿

⑧道智老御器量之覺

道智老御器量之覚

一元和元年卯五月大坂落城 権現様二条ノ城江／御帰被遊候以後 相應院様 御前ニ被成御／座 成瀬隼人殿 安藤帯刀殿も 御前へ被出候上意ニ山下半三郎両御陣中能情ニ入候 御加／増可被下由仰ニ候處 相應院様者半三郎儀／者御心安者ニ候 先其分ニと御時宜之由 隼人／殿ハ御加増 先少計被下候様ニ被申上候へハ／何程と存候哉と 上意ニ候

五百石程可被下／哉と申上候へハ　それハ少分ニ候　宰相か為ニ／候　一
かと御加増被下可然と　上意之処　隼人／殿先少被下　又重而被下様可
然と被申上候　相／應院様ニハ猶以少計と被仰上候故　左候ハ、／五百
石被下由　上意ニ候　隼人殿道智江其方／へ一かと御加増可被下　上意
之処　先少被下／重而又御加増被下方可然と申上候間　尾州之／内何方
ニ而も望ニ取被申候様ニと御申候故／愛智郡之内古井村五百石望ニ取候
由　道智老／御物語ニ候

一　奥州ノ伊達正宗ハ道智老を壱万石ニ而呼申／度と被申候由　元祖成瀬隼
人殿ハ道智老何そ／理強ク御申候事候へハ　又壱万石か鼻ニ出候／と
被申候事度々之儀ニ候由聞傳ヲ　佐左衛門／殿其外兄弟衆御申候

一　福嶋左衛門大夫殿家老福嶋殿一ノ先手仕候／武功のすぐれたる福嶋
丹波ハ三万石之身代／之由　此人尾張之山下殿ハ下戸ならハ不知　一／
はいなるならハ今の世ニハ有間敷也と褒／申候由　佐左衛門殿御物語ニ
候　たれの咄と申／事ハ失念申候　此下戸ハ臆病ニなくハとの事／ニて
可有と佐左衛門殿御申候

一　瑞竜院様御意ニ山下道智か様成者ハ今の世／ニハなきと御褒被遊候由
中村芳隆御意を承／候由　我等へ物語ニ候　其外右之御意ハ度々之／事
と被申候方も御座候

一　佐左衛門殿　一郎兵衛殿ハ道智老之御事御申／出候てハ無類ニ御褒候
有時我等佐左衛門殿／江向　関ヶ原御陣之事申出　石田治部少輔謀叛／
を企　天下之大名小名手ニ付候　其大志可申様／無之候　此時道智老を治
部少と取替候ハ、　如／何と問候へハ　佐左衛門殿御あいさつニ道智／
老ならハ治部少ゟ能候ハんと御申候　親之事／ニてもよきハよき　悪敷
ハ悪敷と存ル者ニ候／此あいさつニて抜群成道智老之御器量と存／候
佐左衛門殿又勘弁有間敷人尓て無之候時／分　悪敷節御出生残念成事
候　関ヶ原合戦之時／者道智老ハ寺西備中殿と所縁有テ　備中守／殿一
所ニ加州大聖寺ノ城之番手ニ被居　大坂両／御陣之時ハ　源敬様之大番
頭ニ而御旗本ニ被／居候　不及是非候

一　紀州對山様御守を被仕候伊達源左衛門　後法／躰了倉と申候　此人者
権現様之御代ゟ之人ニ候　右了倉　尾張之山下／殿之おられ候へハ　あた
り ニ人ハなき様ニ見／へ候と小菅宗鑑へ被申候由　宗鑑物語ニ候

一　平岩弥左衛門弟平岩又右衛門ハ御使番ニ而／候　此人ハ我等ハ見不申候
何様丈夫成者ニ而／人もゆるし申候者之由聞傳候　平岩七兵衛ニ／我等
又右衛門事尋候へは　兄之弥右(左カ)衛門ゟ氣／強成者之由　七兵衛も褒咄ニ
候　此又右衛門志／水監物殿へ申候ハ　こなたの伯母聟之山下殿／程之
氣強成人終見不申候由　又右衛門申候と／て以前之物語之次而ニ監物殿
我等へ物語ニ／候　抜群之御器量故ニ候

一　岩田長右衛門殿　後法躰不仁と申候　此人我等／兄一郎兵衛殿へ物語ニ
道智老　成瀬隼人殿と／以前口論之時　不仁も其砌ニ居候て致難儀候／
隼人殿今脇指ぬき被申哉と見合せ候　道智老／丈夫成事感　物語ニ候　隼
人殿ハ一岳殿事ニ候／一郎兵衛殿此事道智老へ不仁物語之趣被申／候
処　道智老御挨拶ニおれか道理故と御申候／由

一　松平伊豆守殿御年寄ニ被仰付　天下之御用よ／く御達シ候とて諸人取
沙汰之節　御旗本衆名／ハ失念申候　尾張之山下か才知之様成人ニ候／
と被申候由　佐左衛門殿御咄ニ候

一　御旗本衆名ハ不承候　尾張之山下ハ何事ニも／成間敷と思ハぬ人也　天
江上ル事可成哉と申／候共　富士山江上り可見合と可申人也と被申／候
由　佐左衛門殿御物語ニ候

一 糀町御屋敷御作事之時 道智老奉行ニ候 御作／事見廻ニ本多上野介殿
酒井雅楽頭殿 其外御／老中御越之時 御作事場ニ而道智老御出合 は／
ふへ竜虎之作物上ケ申筈ニ而作立候 竜ハ八／間有之候 雅楽頭殿此竜
上り可申哉と道智老／江御申候 上野介殿ハおれをひいきニ思ふ人／故
あのごりよの上也と思ふニあからぬとい／ふ事なしと被申候由 道智
老御咄ニ候

一 寛永六巳年
大猷院様御代々江戸 御城御普請有之 尾／張様 紀州様ゟ石垣石を御
上ケ候ニ付 尾州ゟ／ハ山下豊後惣奉行ニ被 仰付 伊豆山江被遣／候役
人多ク 同心衆迨参候由 成瀬隼人正ハ豊／後為相談被遣候由 於豆州
ハ両人之居所二里／程隔り申候由 又紀州ゟハ大崎玄蕃惣奉行ニ／而
同豆州江被遣候 彦坂九兵衛是又玄蕃へ為／相談被遣候由 尾州 紀州之
丁場何程隔り候事／ハ不承候 石切并人夫両方共ニ山江上ケ石を／切せ
申候由 此時紀州之船ハ千二百艘 尾州之／船者漸九十三艘有之候由 道
智老御咄ニ而候／則書留置候 道智老ハ先家作事被成座敷 其外／所々
御作り候 公儀ゟも数多之役人来集り／被居候由 毎日道智老ヲて料理
出候由 上下之／家具都合千人前江戸ニ而調 中村覚左衛門 伊／豆江持
参申候由 覚左衛門物語ニ候 道智老伊／豆へ被遣候時 殿様ゟ五百両
相應院様ゟ／三百両被下 自分才覚之金子彼是都合千何百／両とやら
ん御持参之由 不残御遣候由 小川吉／兵衛 中村覚左衛門申候 後世ニ
成瀬一岳老物／語ニ豆州ヲて山下殿ハ金子多遣被申候 おれ／は何もせ
ぬ様ニ而居候へ共 それさへ伊豆ニ／千両計遣申候由御申候を其座ニ居候
て聞申／候由 武野瑞月物語ニ候 道智老伊豆ニ而ハ松／木を切せ石を出
候所ゟ船場迨之道を作せ 松／木ニ而下ゟ積重 土石砂を以成程道をよ
くつ／かせ山ゟ船場へ之往来之者共ニ数日ふミか／ためさせ 石ハ一
圓不出船積無之候 紀州方ニ／ハ山ゟ船場へ之道を作り 石を切候てハ
船積／江戸へ遣 其比雨降り多ク之人夫往来故作り／候道損シ 車力不
叶人夫之往来も難成候由 天／氣上り道作り候ても地かたまらす 紀州
衆久／敷及難儀候由 尾州方ハ道ハ能石ハ切置 手廻／能候之故 早速
石を船積 江戸へ遣 追々船積御／上ケ石数相済申候ニ 紀州方ニハ道久
敷かた／まらぬ故ニおくれ 石数着船すくなし 依之道／智老此方ハ上
ケ石仕廻申候 切置候石有之候／間三千程かさんと彦坂九兵衛 大崎玄
蕃方へ／御申遣候 彦坂 大崎返答ニハ 尤借申度候へ／共 国之ひけニ成
候とて終かり不申候 紀州方／致迷惑候由 道智老御咄ニ而我等も承 則
書留置／候 大崎玄蕃ハ本ハ福嶋左衛門大夫殿衆ニ而／備後三原城を預
り申候由 福嶋殿身代果候て／大崎を 公儀ゟ 紀州様へ被召抱候様ニ
と／の事ニ而 紀州ヲて七千石被下候由 武功多ク／才知も有者と聞へ申
候 紀州様ニも大崎を／御撰出候半 大崎新道ニ而大石積車力ニ道損／シ
雨降ナハ弥損せん 然ハ重而道作申候共 か／たまらじと心付るハ 先道
を肝要とて仕事也／佐左衛門殿牢人已後伊豆ニ而之道智老事御／物語
之内ニ 台徳院様西丸ニ被成御座
相應院様西丸へ御登城被成候処 上意ニハ／山下豊後 伊豆ゟ出候石能
候て 酒井雅楽頭者／と土井大炊頭者と右之石をうはいあらそひ／喧
嘩を仕出候 豊後石ニ念を入候間 褒テ遣被／申候様ニと 上意ニ候故
相應院様ゟ道智／老江御文を被下候 紀州之石船ハちいさき四／半ニ丸
之内ニ紀ノ字 尾州之石船ハちいさき／もめんの四半ニ丸之内ニ尾ノ字ニ
候 道智老／ハ築方ニよき様ニ石を御切せ候 依之渡方雅／楽頭殿 大炊
頭殿衆 請取方衆へいつれの石ニ／而も参次第請取候て渡候へハ 請取

方衆 尾州／石ハ早速請取 紀州石ハ請取かね候故 尾州石／之舩印見
へ候へハ いつれも進ミうはいあい／申候由 依之尾州之舩少といへと
も往来早ク／候由 佐左衛門殿御咄ニ候 其節者佐左衛門殿／十歳ニ候
然共覚よく御人ニ候之間 其節御聞／候事御覚候半 又語傳も御聞候ハ
ん 右 相應／院様ゟ道智老江之御文ハ 岡村作大夫所持申／候を 佐左
衛門殿御覧候 道智老可被下様無之／候 我等ニ取置候へと佐左衛門殿
牢人已後御／申候之故 我等作大夫方江先年申遣候へハ
相應院様御文ハ無御座候 源敬様之御書ハ／御座候とて伊豆江被下候
御書計越申候故 巻／物之内へつき入候 御覧可有候
一
源敬様道智老を御六ケ敷被 思召候故 隆正／院殿ニ 御意被成候ハ 道
智を 宰相様江御／屬被成度候 一はいの御加増ニ而四千石ニ被／成被遣
度由 殿様御意となしニ隆正院思寄／之様ニ申候へと 仰之由 依之隆
正院殿 道智／老江御申候ハ 宰相様ハこなたの御守立ニ候／其上間柄
悪敷人〳〵と一所ニ御座候事も如／何ニ候 宰相様江御奉公被成候へ
左候ハ、／一倍之御加増ニ候ハんと御申出候 其座ニ佐／左衛門殿も御
入候 右御聞候と道智老以之外／氣色損シ それはたれかいハせ候とて
隆正院／殿を大ニ御しかり 殿のお達ホあきはてめさ／れ候 御幼少ゟ
随分守立候ニとて 畳をたゝき／大ニ御腹立之由 佐左衛門殿御物語ニ候
一
佐左衛門殿ハ幼少ゟ道智老御側ニ御置御遣／候由 道智老虚言らしき
事 終ニ聞不申候 唯一／ツ虚言と存事ハ 道智老江見廻ニ被参候衆 御／
拝領之茶壺見度と被申候御見せ候事いやニ／思召候哉 右茶壺預ケ置
候者居不申候由 御挨／拶ニ候 其者いかホも屋敷ニ居申候と佐左衛／門
殿御咄ニ候
一
道智老御正直 御慈悲ふかき御人ニ候 是ハ一／類方いつれも被被存候
若輩之我等式(マヽ)迚左様／ニ存候
一
右之外道智老勤行才知物語ニ成事多候
一
道智老之御器量 其子孫たる人ハ大躰知被申／候様ニと書付申候 先祖
之儀とて美目らしき／事人前ホて咄被申候事ハ必無用ニ候 人聞不／可
然候 以上

戌 卯月 日　　山下道山

山下兵五郎殿

山下一問多

書物

山下道智繪像之讃 山下佐左衛門依所望／堀勘兵衛貞高書之

寫

⑨

山下氏勝 姓藤原、幼ノ名ニ萬壽丸ト一、漸長シテ而字ス二半三郎ト一、／假テレ
官ヲ曰ニ信濃守ト一、又改メ二豊後守ト一改ム二大和守ト一、其先飛騨／國ノ人、
而小山氏ノ支一別也、小山氏出ツレ自ニ大織冠鎌足／十一五一世孫下野大
掾政光一、政光従テ二源頼朝卿ニ一有二軍一／功一、食ム二邑ヲ野之下州ニ一政光
子朝政號レ、小山ト、爾來代一々／稱レ小山ト、其子孫分一ニ處ス群國ニ一、
或冒シ二小山氏ヲ一、或易ヲレ其ノ號ヲ、／氏勝先祖曽移ル二飛騨國ニ一依テ二其
所ノレ居之地ニ一、稱ス二山下氏一、／到二大和守時慶一十一餘一代、在レ飛州
ニ而知ラルレ其名ヲ、時慶ハ即／氏勝ノ父也、氏勝以二永禄十一年戊辰四月六
日一、生ルニ／於飛州荻町城ニ一、壯歳奉レ仕ニ 東照大神君ニ一、於江州／蒲

生郡賜フレ采—地ヲ、屡(シハ〳〵)被ルレ眷—遇ヲ、慶長七年　神君命メ曰、／義直生テ而三—歳、以テレ其ノ幼ヲ故令メレ汝爲ヲ—レ調—護焉、蓋氏勝／依テナリ二為其母之姫ニ—也、義直卿者　神君(シムニ)ノ季子也、鍾—／愛最モ—多、故出—則必—従焉、氏勝無シレ不ト云フレ扈—二従セ義直卿ニ—、同／八年義直卿賜フ二武州忍城ヲ—、彼ノ地斥—鹵卑濕ナリ也、氏勝／潜ニ憂フ、憑テレ母—公ニ説ク二其ノ不利ヲ—、翌年義直卿守タリ二甲斐國ニ—、同／十二年　神君封シ二義直卿ヲ于尾張ノ國ニ—、以二清須ノ城一為／レ本營ト、夫尾張國南ハ對シレ伊勢ニ、而海—潮乾キ盈ツ、西ハ隣ヲレ美濃、／而河—水環リ—曲ル、北ハ有二木曽川一、峻—流横ニ帶テ到リレ西南ニ、兼レ濃／水ヲ合—流メ以入ルレ海ニ、洪—水汎—濫スル、則逆—行メ浸ス二清須城ヲ一是水—／攻ノ之地ナリ也、氏勝—覺知メ而説レ其ノ害ヲ、神君大ニ—喜曰ク、宜(ヘシト)ク擇テ二要害ノ之地ヲ一、而移ス二城—壘ヲ一矣、氏勝曰ク、同州古渡名護／屋小牧ノ三—所、共ニ是高—陽之地メ、而古壘ナリ也、改築テ以爲／レ城ト則可ナリ也、或ハ有レ拒ク者、神君遂用テ二氏勝之言ヲ一、移シ二城／名護屋ニ一、築レ石—壁ヲ、浚シレ塹湟ヲ、而爲レ本營ト、神君命レ氏勝／爲ニ一—隊ノ長一、統二領ス騎士ヲ一、及鳥—銃、且—又掌ルレ國—務ヲ、是—以事／無レ大小ト、悉與リ聞辨—決ス焉、慶長甲寅冬難波ノ之役、氏／勝先テレ義直卿ニ自レ駿府到レ尾州ニ督シ二軍卒ノ之規—則ヲ一、整ヘ二兵／馬ノ之主—用一、下レ法—令ヲ、義直卿待テ二　神君ノ台駕ニ一、而陣ス二天／王子ニ一、氏勝作二爲シ割修ヲ一、分二配ス軍士ヲ一、神君大賞ス二其節—／制ヲ一、翌—年難波ノ兵又起ル、神君自—征ス焉、義直卿発レ駕、／氏勝執レ御ヲ、此—行也豊臣族滅ス、神君凱—旋メ、而後感ス／レ其勞ヲ、加—二倍ス采—地ヲ一、此時尾州ノ士依テ二　神君ノ之命ニ一、賜フレ食／邑ヲ者、氏勝只一—人也、先レ是義直卿嫁二淺野幸長女ヲ一

神君來レ尾州、行レ婚禮ヲ、氏勝監スレ其事ヲ、其ノ儀不レ惑ハ、最協フ／レ賢旨ニ、義直卿享ス二　後相國于江戸ノ旅舘ニ一、氏勝嘗テ造リ／レ殿舍ヲ、管スレ饗—應ヲ、後相國褒メ二経—始亟ニ成ルヲ一賜レ物若—干、爾／後義直卿饗スル二　相國　大樹ヲ一之時、氏勝無シレ不ト云フレ預リ知ラ／焉、毎度奉レ拜二　台—顔ヲ一蒙二懇欵之命ヲ一、夫將軍家享燕ノ／之式、自レ義満公　到テ二秀吉公ノ時ニ一、雖レ其法、近—年絶テ／而無シ二知レ之ヲ者一、氏勝温メレ故ヲ追ニレ例ヲ、作二爲ス規模ヲ一、世以稱—美ス／焉、初義直卿無レ子、氏勝深ク憂レ之、適有光義卿ノ之降／誕一、氏勝以爲ヲ、實ナラハ則爲レ家嫡ト矣、虚ナラハ則可レ廢—置ス焉、鞠—二養スルヿ／私家ニ二年、遂爲レ令—嗣ト、寛永己巳改メ—二築ク江戸ノ外—郭ヲ一取ル二／石ヲ於豆—相ノ之山ニ一、氏勝到レ彼ノ地ニ出シレ大—石ヲ、載テレ巨舩ニ以テ達／江戸ニ、幕下有レ喜—色、氏勝有二傳—護ノ之舊功一、故

神君ヨリ已來、相國　大樹懇詞屡—下レスヿ恩—賜ヲ居多、誠／可レ謂ツ二華褒ノ之榮ト一者ナリ也、寛永壬午讓ル二采—地ヲ於氏紀ニ一、義／直卿ハ別ニ賜フ二湯—沐ノ之邑ヲ一剃—薙名クレ道智ト、承應二年癸巳／十一月廿日棄レ世、享年八十六歳、號ス二光遠院日賢ト一、

⑩

我等撰書創業録ハ堀勘入と致相談記之候 然所先年
泰心院様此書之事被為聞 指上ケ候様ニと 御意有之候／我等申上候ハ 私
文盲ニ而書續申候故 書違又ハ相違之事共ひた／もの書置申候故 及清書申
事ニ而無之趣申上候 其後も度々／御意候へ共 右之通申上候 我等隠居候
て并(並か)河自晦我等廣井之屋敷へ／被参被申聞候ハ 右書物ハ道山死候ても
殿様ニハ上ケ申間敷と／御意之由被申候故 近頃 御意致迷惑候 殿様へ
何ヲおしミ／可申哉 加様之物御数寄ニ而 御覧も被遊事ニ候ハ、たとへ

下書／二而も乍憚入御披見可申候 拙者文盲之身二而書申候書物存生二／入
御披見申候者 御家中衆何と老耄之取沙汰二候半 兼而
御意も候間 私相果候て乍憚遺物二指上ケ候半と存 清書も／仕置候 右之
御意二候ハ、 追付指上ケ可申と申候へハ 自晦も尤候／指上ケ候様二御取
次可申とのよし 右書物 安土 難波 武江 慶長創業／録と皆別〳〵二申候
是迄一類二仕度存 外題者創業録と書直シ 外題ノ／一二三ハ別録二かまわ
す順々二書之 安土 難波 武江 慶長の趣 小書二脇二／書之候へハ 其品わか
り候故 右之通二清書も下書も仕 則清書ハ指上ケ／申候 御機嫌之御意共
二候 我等右書物者おしミ申二而ハ無之候へ共
殿様へ上ケ申書物之下書故 今迄他見者憚申候 我等相果候てハ 御／手前
心次第二候 此書物清書いまた指上ケ不申候 前入魂之方／一両人二見せ申
候 其後山澄了雲殿一覧之望有之故
泰心院様へも不入御披見趣申候へ共 達而被申他見 又書写候事／有間敷
趣 誓文状を以御望候故 不得止かし申候 其後
泰心院様へ指上ケ申候 其後山澄風残殿一覧被申度御親父／了雲殿も猶
色々御申候 是又他見書写仕間敷御誓文状／御越候故かし申候 松井甫水
老も望二而写申間敷御誓文二而かし／申候 然共是ハ三創業録ハ見終 慶長録
二至テ我等縁者親類方／彼是被申方にて廣クあなたこなたかし申候事も
若 上江／右下書廣ク他見の聞へ候てハ如何と甫水老へも断申候而／慶長
録ハ遣之不申候 其元家来方見申候分ハ不苦候 秘書二而ハ／無之候へ共
他家へ遣之見せ申候事ハ 我等存命之内ハ遠慮も／候へかしと存 以前よ
り之趣申入候て 實録と候ても多キ内二ハ／相違之事有之もの二候 まして
我等事二候へハ相違も可有候／勘入も餘り二書候へハ相違有物二候 のそ
き申度と被申候／然共なくさミ二も成事ハ のそきかね申候事も所々有之
候と／覚申候 以上

寶永三戌
十一月二日

山下道山
行年七十八歳

山下兵五郎殿へ

書物覚

創業録　三十八冊
武江追加　一冊
考異　二冊
引證　一冊
目録　一冊

⑪

山下道山著述之創業録／道山末葉一組 山下一問多／所持いたし候由 右
ハ此節／御用二付 當分之内 為指出／候様二との御事候旨 江戸／表ゟ申
越候間 右創業録／指出候様御用人ゟ申来候／尤御用相済次第 御指戻二
／可相成旨をも申来候 此段／一問多江可被申渡候 以上

二月晦日　冨永内左衛門

山本九郎左衛門殿

猶々本文一問多所持／有之候創業録ハ至而／精撰之由二而門外不出之／書

与申傳秘蔵之由ニ／相聞候間 其心得盡被／申談候 以上

先刻引合申候本箱鍵共／請取申候 以上

三月三日　　冨永内左衛門

山下一問多殿

昨日御出被仰聞候創業録入／候箱并右鍵 別紙御書付共／被遣之 御紙上之趣奉得／其意 則内左衛門江差出申候処／請取 及御答候付不及御出申旨／申聞候 依之申上候 以上

亥　　用達

三月三日　　加藤六郎

山下一問多様

文化元子十一月廿七日 創業録本箱／御用人衆ゟ成田貞之右衛門方へ相渡り／廿六日夜貞之右衛門宅ニ而直ニ逢 引渡され／右本ハ翌廿七日成田貞之右衛門為用達／平野俊九郎口上ニ而待為持来ル

一本相戻り候ニ付 冨永内左衛門殿ゟ受取手紙／成田用達江相渡候付 成田宅江行候ニハ／及不申候

山下一問多殿 小瀬新右衛門／申談儀有之候間／追付評定所江可被罷出候

以上

十一月廿六日

文化元年子十一月廿六日御用人／小瀬新右衛門方被申談候／御書付 左之通

山下一問多

先祖道山著述之／創業録御用ニ付 差出／写被 仰付候付 本書ハ／被返下候 右ハ代々致家蔵／今度御用ニも相立候付／銀壹枚被下之旨被／仰出候 此段可申渡旨／御年寄衆被申聞候

十一月廿六日

拝領物之御礼

右在尾州御年寄中宅／不残江可相廻

以上

＊改行は「／」、割註は［　］、抹消は抹消線で示した。丸数字は本文中で便宜的に分類した文書区別のための数字で、筆者による補記である。

《Title》

An Analysis on the succession to the headship of the Asano family, from the Memorandum of the Yamashita Family.

《Keyword》

Yamashitake-Oboegaki（The Memorandum of the Yamashita Family）
Yamashita Ujikatsu（Senior vassal of the Owari domain）
Tokugawa 1st Shogun Ieyasu
Owari Tokugawa 1st Yoshinao（First feudal lord of the Owari domain）
Asano 2nd Yoshinaga（First feudal lord of the Kii domain）
Asano 3rd Nagaakira（Second feudal lord of the Kii domain）
Asano 1st Nagashige（First feudal lord of the Makabe domain）
So-o-in Okame-no-kata（Mother of Owari Tokugawa 1st Yoshinao）
Haruhime（Wife of Owari Tokugawa 1st Yoshinao）
Jitokuko-Seibiroku（Records on Asano 3rd Nagaakira）
Old documents owned by the Yamashita Heihachiro family
Site supervisor of Nagoya castle